



# JAL不当解雇撤回ニュース

No470号 2015.12.4  
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局  
連絡先: 航空労組連絡会事務局  
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4  
フェニックスビル内  
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819  
<http://www.jalkaikotekai.co>

## ILO から 3 度目の勧告、出される (フォローアップ見解)

### 労使間の意義ある対話の重要性を強調

2015年11月12日、ILOから日本政府に対して第三次勧告が出されました。今回の勧告は2013年10月の二次勧告以降の労使関係の状況と、日本政府の動き(4月15日の塩崎厚生労働大臣国会発言「労使の当事者が自主的に解決に向けて努力しなければならないことに尽きる」)などを踏まえたものです。

今回の勧告の重要な点の一つは「**委員会は、本件の最新の展開に鑑み、会社と当該労働組合との意義ある対話を維持することの重要性を、今一度、強調する**」と、二次勧告よりも一歩進んだ形で、労使間での自主的な解決を更に強く求めている点です。

### これまで真に交渉についていたかどうか、厳しく指摘



また、ILOは「労働者の整理解雇の問題について、真に交渉についていたかどうかという点について、労働者と使用者間で意見の相違がある」と指摘しています。このことは、組合がこの4年間、解決に向けての協議を求め続けていることに対して、会社側の言う交渉が解決に向けた本当の交渉にはなっていないということをILOが把握し、指摘していることを示しています。



### JALの事業に関係するすべての労組との話し合いを求めている

今回の勧告では、次に示すように、JALの経営に対して、JALグループ関連の全ての労組との話し合いを求めているのも特徴です。勧告では解雇問題の解決に向けて「**会社が、本件について、事業に関係するすべての労組との討議がなされるよう会社の態度を維持することを信頼し・・・**」とJALに交渉を続けるよう求めています。このことは、146名(原告数)の整理解雇がJALの一連の人員削減策の中で実施されたことから、人員削減の影響を受けたJALグループ内の全ての労働組合との協議を求めています。希望退職した整備士等の地上職員や、整備子会社である日東整の解雇問題等についても議論していく必要があることを示していると言えます。

## ILO は行政訴訟(不当労働行為)高裁判決に高い関心を示す

ILO は、2010 年 11 月に整理解雇の過程で、管財人が労働組合に介入した不当労働行為事件(行政訴訟)について、勧告の最後に「委員会は、2015 年 3 月～4 月に政府が国会で本争議解決に向けての労使交渉を求める発言を行ったことと、JAL の不当労働行為についての東京高裁平成 26 年第 369 号事件の 2015 年 6 月 18 日判決に言及する申し立て組合の 2015 年 9 月 5 日付けの情報に留意する。委員会は、これらに関する日本政府の見解を求める」と述べ、組合から ILO に提出した「追加情報」に注目し、とりわけ不当労働行為事件の東京高裁判決に高い関心を示しています。このことは、ILO が、165 名の解雇の有効性を認めた 2 月の最高裁決定の正当性が問われる、との認識を示しているといえます。

JAL 経営は ILO 勧告に従って、ILO も求めている、早期に解雇争議を解決させ、労使の信頼関係を早急に築くことが求められています。安全運航の基盤が職場にあることを決して忘れてはなりません。

まずは職場復帰に向けた  
解決のための話し合いを！



## JAL は、ILO 勧告に従い、 職場復帰に向け、誠実な交渉を開始すべきです

- ◆塩崎厚生労働大臣は、2015 年 4 月の国会で「労使の話し合いがきちんと行われるよう、注視していきたい」と ILO 勧告にそった答弁をしています。
- ◆2015 年 11 月、ILO は JAL 案件で日本政府に対して三度目の勧告を出しました。勧告は、解雇した労働者を職場に戻すために、労使で意義ある話し合いをするよう再度強く求めています。
- ◆JAL は、労使交渉で「争議が長引くのはよくない。話し合いは続けていく」と述べていますが、未だに解決のための誠実な交渉は一度も行われていません。
- ◆ILO は争議の早期解決を求めています。政府も JAL も国際条約である ILO 勧告に従い、早く争議の解決を目指すべきです。
- ◆解雇を強行するために、管財人が不当労働行為を行ったことが東京高裁で断罪されました。違法な手続きで行われた解雇を撤回し、解雇した人を職場に戻すべきです。